## 様式第五号の三 (第三条の三関係)

※※第	号								
※ 経 区役所・支所 <sup>2</sup>	由 名			※ 区役所 受付 <sup>を</sup>	・支所 F 月 日		年	月	日
※ 区役所・支肩	祈	年	月 日	※ 区役所	・支所		年	月	日
	出	第	号		是出		第		号
公的年金給付等受給状況届									
(ふりがな)									
受給資格	者				証書番号	第			号
氏	名								
住	<b></b>								
① 公的年金約	合付等受給事由	発生					年	月	月
イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるようになった。 ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になった。 ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができるようになった。 ニ 受給者が公的年金給付を受けることができるようになった。 ホ 受給者が遺族補償等を受けることができようになった。									
② 公的年金給	合付等受給事由	 ∃消滅					年	月	日
イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができなくなった。 ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象でなくなった。 ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。 ニ 受給者が公的年金給付を受けることができなくなった。 ホ 受給者が遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。									
③ 公的年金絲	合付等受給額変	更					年	月	日
イ 児童が受けることができる父又は母の死亡について支給される公的年金給付の額が変更になった。 ロ 児童が対象となっている父又は母に支給される公的年金給付の額の加算額が変更になった。 ハ 児童が受けることができる父又は母の死亡について遺族補償等の額が変更になった。 ニ 受給者が受けることができる公的年金給付の額が変更になった。 ホ 受給者が受けることができる遺族補償等の額が変更になった。									
上記のとおり、公的年金給付等の受給状況について届け出ます。									
年	三 月 日	]							
(あて先)				氏名					
京都市	長								
※※ 通知		年	月日						
備考	,	<i>F</i> -	続柄(	)	,	<b>-</b>	続柄		)
①~③で該当 する者の氏名	(	年 月		同・別	(	年 月		生) 同	
りの名の氏名   生年月日	(	年 月	続柄(日生)	) 同・別	(	年 月	続柄	( 生)同	) 1 • Bil
エナい h	(	十 月	ロエノ	1 <sub>1-1</sub> . \(\mathcal{D}_1\)	(	十 月	Н	<u> </u>	וינע ני

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

## 注意

- 1 ①②③の欄について
  - (1) それぞれイからホまでのうち該当する記号を全て○で囲んでください。
- (2) 公的年金給付等を受けることができるときは、現に受給している場合のみでなく、申請をすれば受けることができる場合も含みます。
- (3) ロは、受給資格者が母の場合は父について、受給資格者が父の場合は母についての状況を回答してください。
- 2 この届には、「公的年金給付等の支給を行う者の証明書」を添えてください。証明書は、原則として、申請を行う日からおおむね1箇月以内に発行(証明)されたものである必要があります。

なお、公的年金給付等の関係書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書等)の写しにより、その受給状況が確認できるときは、当該書類をもって証明書に代えることができます。

年金事務所等において証明書等の発行に相当の期間を要するなどの理由で当該 書類の提出が困難である場合は、その旨を記載した申立書の提出等をもって受付 が可能な場合がありますので、区役所・支所に御相談ください。

3 この届について分からないことがありましたら、区役所・支所の人によく聞いて ください。